

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>第42回全国都市緑化ぎふフェアへの誘客促進に向け、フェアの開催を広く周知し、岐阜県の魅力を県内外に発信するため、様々な広報媒体を活用した広報活動を展開するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務は、魅力的で訴求力のあるデザインを制作するためのデザイン力や、ターゲットやタイミングに合わせて最適な手段を用いて効果的な広報活動を展開する企画力等を備えた、豊富な経験と専門的な知識、ノウハウ、能力、実施体制等を有する事業者でなければ、遂行することができない。</p> <p>このため、契約者の選定に当たっては、単なる価格競争ではなく、具体的な企画提案に基づく提案内容の有効性、事業を適正かつ確実に実施する能力等を総合的に判断することができる「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、最優秀提案者を選定して、随意契約を行うのが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>DMC・DL共同企業体は、第42回全国都市緑化ぎふフェア広報宣伝委託業務プロポーザル評価会議（令和6年9月3日開催）において、最優秀提案者として選定された者である。</p>